

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松伏町

市町村名 (市町村コード)	松伏町 (114651)
地域名 (地域内農業集落名)	大川戸、金杉地区 (本田、下新田、上新田、宿、新川、新々田、大角、金杉本田、金杉新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業者の平均年齢は73歳となっており、農業者年齢が70歳以上の農地は134.96haで、その面積は地区内の約60%を占める。  
生産される農作物は、水稻、露地・施設栽培の野菜等があり、そのうち田は180.69haで、その面積は地区内の約80%を占める。  
当地区の営農者は、人・農地プランの中心経営体のほか認定農業者などの地域の担い手や自作者が広く営農しているが、今後、一層の高齢化が進むにつれて遊休農地の増加が懸念されることから、持続的な農地利用を図るため、担い手への集積・集約化を推進することが課題である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農地の大半を占める田について、主食用米の生産を中心に飼料用米などの転作作物の生産にも取り組み、畑については、引き続き露地・施設栽培による各種野菜、いちご、花き等の生産を継続し、それぞれ農業経営の安定化を図る。  
また、担い手の効率化やコスト削減等を目的として、農地中間管理機構を活用した集積・集約化の推進を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	224.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	224.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1) 農用地の集積・集約化の方針

地域の担い手や自作者が広く営農している現状を踏まえ、現時点で明確に数値化した団地化目標は設定せず、人・農地プランの中心経営体を中心とした担い手への集積・集約化を進める。  
対象農地については、農業者年齢、後継者有無、経営意向、農地種別等を勘案し、優先順位の高い農地から段階的に集積・集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用し、円滑な農地の集積、集約化を図る。 また、農地中間管理機構の制度理解を深めるため、周知活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の集積、集約化が進み、さらなる効率化等のために大区画化等の基盤整備が必要になる場合、地域の意向を踏まえて必要な取組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の集積、集約化の過程において、新たな担い手の参入が必要となる場合、当地区内外からの多様な経営体の参入を検討、調整する。 新たな担い手の育成については、埼玉県春日部農林振興センター、JAさいかつ等と連携し、多方面からのサポートを講じるものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地の集積、集約化が進み、担い手の一層の効率化やコスト削減が期待できる農作業委託がある場合、導入を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--